## 令和元年5月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

令和元年5月21日開催

## 会 議 録

開	催	: 日	時	令和元年 5 月 2 1 日 (火) 午後 2 時 開会 午後 2 時 5 9 分 閉会
場所			所	旭川市教育委員会 会議室
出	教 育 長 及び委員			教育長 黒蕨 真一, 新騰騰 杉山 信治,委 員 近藤 美保 委 員 本田 哲嗣
出席 者	事務局	説り	月員	学校教育部長  山川 俊巳  社会教育部長  大鷹 明 学校教育部次長  林上 敦裕  社会教育部次長  酒井 睦元 学校教育部次長  岩崎 昌美  文化振興課長  高桑 和寿 適正配置担当課長  矢萩 恵  公民館事業課長  片山 勝敏 教職員担当課長  佐々木 康成  中央図書館長   岡島 博行
		事 矟 職	务 局 員	教育政策課 上江 昌弘 同 星 由里夏
傍	傍 聴 者			0人
公開・非公開の別			の別	一部非公開
		第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の 採択事務について ・議案第2号 旭川市社会教育委員の委嘱について ・議案第3号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・議案第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第1号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について (2) 旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について (2) 旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について (4) 中央図書館における臨時開館の試行について 6 その他 7 閉会	

			審議内容
発	言	者	発 言 要 旨
教	育	長	でありますが、在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしておりますので、ただいまから、令和元年5月定例教育委員会会議を開会いたします。
教	育	長	《会議録署名委員》 本日の会議録署名委員は、杉山委員、近藤委員を指名します。 《 前回会議録 》
教	育	長	平成31年1月第1回臨時教育委員会会議(平成31年1月14日開催)の会議録については、会議録署名委員に滝山委員と本田委員を指名しておりましたが、滝山委員が欠席のため、改めて杉山委員と本田委員を指名したいと思いますが、いかがですか。
各教	委育	員長	
各 教	委 育	員 長	御意見がありませんので、平成31年1月第1回臨時教育委員会会議の
各教	委育	員長	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
各教	委育	員 長	異議ありません。
<b>教</b>	育	長	それでは、審議事項に入ります。 議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、その性質上、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 教 音 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」,説明願います。

岩崎学校教育部次長

採択方針については、前回の平成30年度の中学校用教科書採択と同様の内容とし、「1 日本国憲法及び教育基本法の精神を遵守する。」、「2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。」、「3 本市を中心とする地域性並びに児童の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」といたします。

調査委員会への諮問については、採択方針を踏まえ、「平成30年度に新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申すること」とし、諮問書は資料のとおり、別紙様式1及び別紙様式2を添えて答申することといたします。調査内容については、取扱内容のほか、特に、本市児童の学習の状況等を踏まえることが大切だと考えており、これを含め調査いただくよう、調査委員会に諮問したいと考えております。

教科書採択に関する案件については、「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」の、「2 会議における非公開案件」に該当します。また、会議録は、非公開とした事由が消滅した後に、本市のホームページに掲載します。採択結果等の公表については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び同法施行規則において、採択した教科用図書の種類、理由、研究のために作成した資料を公表するようめることと明記されており、また、文部科学省及び北海道教育庁からも、採択結果や理由など、採択に関する情報について積極的な公表に努めるよう通知されていることから、採択結果及び採択理由のほか、採択方針、調査委員会からの答申書、教育委員会及び調査委員会会議録、調査委員会の委員名についても、採択終了後に本市のホームページで公表いたします。これら以外の資料等については、旭川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、採択終了後において公開いたします

教 育 長

議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」、御意見、御質問等はありますか。別紙様式の項目の中で、本市児童の学習の状況等を踏まえるとの説明がありました。

本 田 委 員

採択方針の1,2,3の説明の中に,「本市を中心とする地域性並びに 児童の実態,生活経験及び興味・関心などに配慮する。」という文言があ り,当然別紙様式の1と2にその内容が記載されて初めて,方針に沿った 実施内容となると考えられますので,賛成の立場を取りたいと思います。

近藤委員

一部の教科の学力テストの結果だけを見ても,旭川市は弱い部分が毎年同じような状況になっていますが,そういうところも踏まえて,調査委員の先生方が調査してくださると思うので,その御意見を参考に私自身も勉強して決めたいと思います。別紙様式の項目の内容もすごく参考になると思うので,良いと思います。

杉山委員

私も同じです。採択方針の学習指導要領の趣旨を踏まえる、というのは 学習指導要領そのものがあるわけだから、読んでいればチェックできます けれども、地域性や児童の実態、生活経験等への配慮については、調査委 員になっている現場の先生方の意見を聞かないとよく分からない部分です ので、そのような項目を拾う形での調査は良いことだと思います。

|教 育 長

ありがとうございます。他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育

長 それでは、議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立小学校用教科 用図書の採択事務について」は、原案どおり決定することで御異議ありま せんか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度から使用する旭川市立 小学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定します。

《報告事項》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「平成31年第1回定例市議会の報告について」,報告願います。

学校教育部長

会期につきましては、2月20日から3月22日までの通算31日間でございました。学校教育部に係る議案については平成30年度旭川市一般会計補正予算、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について、平成31年度旭川市一般会計予算について、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の制定について及び旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございました。

最初に、平成30年度予算の補正に係る補正予算等審査特別委員会が2月21日、22日の2日間で行われました。学校教育部は補正予算として、この時点で、国の補正予算が見込まれていた、給水設備改修工事及びアスベスト煙突改修工事があり、この点について質問がございました。

日本共産党のまじま委員から、学校における赤水の発生や水質について、 市教委の取組、工事期間中の子どもたちへの学校生活への影響、国の補正 予算が不採択となった場合の対応についての質問がございました。

12校に赤水発生がありますが、水質そのものには問題がなく、学校では一定時間、水を流してから使用してもらうことや、気になる場合については、水筒で水を持参してもらうなどの対応状況をお伝えし、工事については、建物や他の設備も含め優先順位を付け、一定の計画性を持って行っていること、工事の実施は教育活動や学校運営に極力支障が生じないよう協議しながら進めていることを答弁いたしました。

続いて無所属の金谷委員と日本共産党の石川委員からアスベスト含有煙 突の改修工事について質問がございました。

共通するものとしては、「劣化」「やや劣化」「通常」の判断基準と判断 方法についてでございましたが、これについては、職員の目視及び写真撮 影と有資格者による判定を行っていること、判定が難しい場合は環境部で 再点検をするなど、複数の目で慎重に行っていることを説明いたしました。

また、「通常」のものを含め、これら改修工事の完了の見込みについて お尋ねがございまして、令和2年度と3年度で全てのアスベスト含有煙突 の改修工事を完了させる旨を答弁いたしました。

この補正予算等審査特別委員会は、補正予算だけではなく、開会日に提案した議案についても質問ができることから無所属の金谷委員から、旭川市学校給食共同調理所条例の一部改正に関係いたしまして、栄養教諭の職務や役割、条例改正による配置定数の改善が期待できることなどについての確認がありました。

栄養教諭は食に関する指導及び学校給食の管理などを主な職務としており、定数の改善で一人当たりが担当する学校が減るなど負担が軽減することで、担当校へ今より多くの回数を訪問できることや、児童生徒への指導が充実すること、異物混入などの事故防止を更に徹底できることなどを答弁いたしました。

2月26日には、市政方針、教育行政方針の演説がございました。その

後,3月4日から5日までの2日間,市政方針及び教育行政方針についての代表質問が行われ,5会派全てからの質問がございました。

自民党・市民会議は、代表して木下議員から、「教育行政方針について」 として、働き方改革、部活動、コミュニティ・スクールを中心に質問がご ざいました。

働き方改革については、保護者や地域の理解が必要な中、取組を着実に 進めるため、保護者や地域に様々な機会で説明することや学校評価に位置 付けること、各種関係団体と協議することなどについて答弁いたしました。

中学校における部活動については、部活動指導員の配置や部活動ガイドラインに基づいた取組により教員の負担を軽減するとともに、実情に応じた部活動数の適正化を進める旨を答弁いたしました。

コミュニティ・スクールについては、学校運営に地域が関わることでの 効果を説明し、導入拡大に向け、説明会や意見交換会などにより理解が深 まるよう取り組んでいくことを答弁いたしました。

民主・市民連合を代表して白鳥議員が、「市政方針について」ではありましたが、教育分野として、少人数学級編制、小中連携・一貫教育、部活動ガイドラインについてのお尋ねがございましたので、教育長から答弁いたしました。

少人数学級編制,小中連携・一貫教育については,成果と課題についてのお尋ねであり,少人数学級編制については,きめ細かな指導が可能になることで生活習慣や学習習慣を身に付けるために有効である一方,人材の確保が課題であることを答弁いたしました。

小中連携・一貫教育については、9年間を見通した教育活動による、児童生徒の学習意欲の向上や教職員の指導力向上、小中での交流が効果として挙げられる一方、教員の学校間移動の負担や教員免許状や兼務発令などの人事面の課題があることを答弁いたしました。

部活動ガイドラインについては、生徒や教員が過度の負担を感じることなく、やりがいを持った部活動にするため、休養日や部活動の活動時間の 基準、体制整備や環境整備について示したものであることを答弁いたしました。

公明党を代表して室井議員から「教育行政方針について」として、いじめについて、特別支援学級についてのお尋ねがございました。

いじめについては、本年策定いたしました「旭川市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関と緊密に連携を図り、いじめを生じさせない、また早期発見に努めること、発見した場合には迅速に確実な解消を図ることを答弁いたしました。

特別支援学級については、障害のある児童生徒が安心して登校できるために、組織的な対応ができるよう、各種研修会などの開催により教員の資質向上を図っていることを答弁いたしました。

日本共産党を代表して小松議員からは働き方改革や学校施設の老朽化、耐震化などへの対応、子どもの虐待やいじめについて、部活動ガイドラインについて質問がございました。

働き方改革については、勤務実態調査の結果を説明し、策定した働き方 改革推進プランに基づき取組を進めていくことや、勤務状況の改善には教 職員定数の見直しも必要であり、今後も引き続き国などに対して要望して いくことを答弁いたしました。

学校施設については,一度に多くの工事を進めることは難しいため,緊急性の高い改修を優先しながら計画的に整備に取り組んでいることを説明いたしました。

いじめ、虐待について、学校では児童生徒からの小さなサインを見逃さないよう留意しており、虐待については、関係機関との情報共有や連携・協力体制を構築していること、いじめ防止については、児童生徒が自らいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、行動することができるよう進

|めてきた「生活・学習Actサミットについて」,また,策定した「旭川 |市いじめ防止基本方針」の特徴について答弁いたしました。

部活動ガイドラインについては、教員が行う年間計画や毎月の活動計画 等の策定について、効率的に行うことができるよう、市教委が様式を作成 して配付するなど支援していくことについて、答弁いたしました。

虹と緑を代表して久保議員からは1定議会中に策定作業中であった第2期旭川市学校教育基本計画における人権の位置付けについて、中学校の制服と混合名簿について、児童虐待やDVに関する教職員の知識の向上についての質問がございました。

人権については, 第2期旭川市学校教育基本計画の中に「自ら考え, 仲間とともに学ぶ子ども」,「自分と仲間を愛し,心豊かな子ども」として目指す子ども像に表現していることについてお伝えいたしました。

制服については、市内の市立中学校において選択ができることを説明していること、混合名簿については、出席簿について、準備が整い次第ほぼ全ての市立中学校で男女混合になることを答弁いたしました。

児童虐待については、今後も引き続き教職員への周知を図るとともに、 児童虐待とDVの関連性についても留意していくことを答弁いたしました。 次に、予算を含めた議案に対する大綱質疑が3月6日に行われ、3人か ら質疑がございました。

日本共産党ののとや議員からは、消費税増税と給食費について、働き方について、子どもの貧困対策についてのお尋ねがございました。

給食費の消費税増税の取扱いについて、軽減税率の適用が、児童生徒と教職員とで異なる予定となることについて、問われました。これについては、国税庁のQ&Aや他都市が税務署等へ確認した結果、報道等により検食分も含め、教職員の給食費は軽減税率の対象としないとされており、今後国の正式な見解や他自治体の動向を踏まえながら検討する旨を答弁いたしました。

働き方については、関連する予算についてお尋ねがあったことから、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、少人数学級編制などの人的配置について説明したところですが、更に抜本的な改革について質疑がありました。このことについては、代表質問での日本共産党の小松議員にも答弁したとおり、教職員定数の見直しも必要であり、今後も引き続き国などに対して要望していくことを答弁いたしました。

貧困対策について,学校がプラットフォームの役割を果たすことができるよう,管理職対象の研修の場で周知していること,就学助成に関わる新年度予算について答弁いたしました。

公明党の中村議員からは、先行実施する小学校プログラミング教育及び ICT環境整備、教員の研修等についての質疑がございました。

ロボット型プログラミング教材等の経費を予算計上していることや指導面では小学校教員を対象とした研修会の実施をすることを説明いたしまして、新学習指導要領に則した取組が円滑にできるよう優先順位を考慮しながら、教育のICT化が遅れることのないよう整備に努めることを答弁いたしました。

虹と緑の山城議員からは、本市の化学物質過敏症の取組とPEN食器導入の食い違いについての質疑がございました。PEN食器は原料に有害物質や添加物を使用しておらず、国内外において食品を介した摂取による健康被害は報告されておらず、教育委員会としては、健康被害を及ぼすことなく安心してお使いいただける食器であることを答弁いたしました。

次に、予算を含めた議案に対する予算等審査特別委員会総務経済文教分科会が3月7日から3月15日までの7日間で行われ、質問者11人中10人からの質問がございました。概略を御説明します。

学校給食の対応, あるいは給食調理場の冷房設備等に関する, 給食に係

る内容が3人の委員から、いじめ・不登校に係る内容について3人の委員から、トイレの洋式化や校舎の跡利用、グラウンド・校舎の増改築等、施設に係る質問が5人の委員から、働き方改革に係る内容が3人の委員から、英語の教科化に係る内容が3人の委員から、特別支援教育補助指導員に係る内容が2人の委員から、コミュニティ・スクール推進に係る内容が2人の委員からございました。これらについて、答弁したところでございます。学校教育部に関わる部分については以上でございます。

社会教育部長

引き続き社会教育部の関係部分を御報告いたします。

補正予算等審査特別委員会では特に質問はなかったところでございます。 代表質問でございますが、代表質問については4人から質問がございまし て、自民党・市民会議の木下議員から市長の政治姿勢という立場から、文 化会館の整備の方向性を説明する時期について質問がございまして、整備 する時期については新庁舎建設基本計画において、文化会館が建て替えと なった場合の総合庁舎跡地の活用も記載されておりますことから、新庁舎 の建設が進み、現庁舎の解体が予定される時期までには一定の整理を進め、 より具体的な議論を行っていける状況にすることなどについて答弁をして おります。

また,市政方針について,優佳良織の技術継承の支援に当たっては,市で中長期的な展望を持って事業者と共有することが必要ではという指摘があり,優佳良織の技術継承の支援については,民間事業者が工房内で行う技術の継承者育成のために立ち上げる,非営利団体に対し支援を行うものであり,市としてもこの工房の状況等をしっかりと把握しながら,毎年支援の必要性などを検討し,事業者と連携しながら優佳良織の伝統的な工芸品としての発展を支えていくことなどについて答弁をしております。

次に、民主・市民連合の白鳥議員から市政方針について、アイヌの人たちと協議し、2020年の共生空間のオープンと連動するような事業や、アイヌ新法成立を想定した事業の構築を検討すべきではという指摘があり、本市においては、アイヌ文化振興に係る様々な取組を行っているところであり、今後は国のアイヌ新法による交付金制度等の動向や象徴空間開設に向けた取組も踏まえ、アイヌの方々との協議はもとより、国、道、関係団体との情報共有を図りながらアイヌ文化の伝統や魅力を総合的に発信する施策について検討していくことなどについて答弁をしております。

また、教育行政方針において、優佳良織の保存・伝承のための協力支援について質問があったところであり、優佳良織の保存・伝承のため、これも民間事業者が優佳良織の存続を目的として立ち上げた工房内で行う技術の継承者育成のために立ち上げる非営利団体に対し支援を行い、事業者と連携しながら優佳良織の伝統的な工芸品としての発展を支えていくことなどについて答弁をしております。

公明党の室井議員から主要施策について、日本ジオパーク認定に向けた 住民の気運を高めるための活動について質問があり、住民の気運を高める 取組を進めるに当たって、本市及び周辺地域の自治体のほか、市民団体や 事業者団体などを構成員として大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進 協議会を設立したところでございまして、これまでも市民団体と連携した フォーラムやジオサイトを巡るジオツアーなどを通じた住民への事業を行ってきているところでございますが、今後もそのような団体の協力を得な がらこれまでの取組を充実するとともに、市としてもインターネットによる情報発信、学習会の開催など、ジオパークへの住民の理解度を高める様々な事業を進めていくことなどについて答弁をしております。

次に教育行政方針について、文化会館の今後の整備方針について市民の意見を聞くとともに、老朽化による設備の故障等により催事の中止や休館といった事態が生じないよう万全の方策を取るべきではという指摘があり、

文化会館の整備に当たっては、庁内協議とともに市民や利用者からの意見を伺う機会を設け、丁寧な議論を進めていくこと、また先程も答弁しましたように、新庁舎建設基本計画も踏まえながら、現庁舎の解体が予定される時期までには一定の整備を行えるよう取り組んでいきたいと考えておりますが、老朽化や耐震性が課題となっておりますことから、まずは現施設の機能維持を優先して必要な補修等を行い、利用者に影響が生じないよう対応していくことなどについて答弁をしております。

日本共産党の小松議員から市民文化会館の今後について同様に、文化会 館の整備に係るこれまでの取組、今後の方向性と市長部局との協議・連携、 文化会館の利用団体との意見交換や必要な調査の実施について質問があっ たところでございますが、これまでの方にお答えしてきた中身と同様に、 まずは設備の故障・不具合等で催事の中止といった事態が生じることのな いよう、現在の建物設備を維持し、必要な補修を進めていくこと。また、 市長部局との協議・連携について、文化会館の整備に当たり期待される役 割や機能、公共施設の適正管理、整備の財源等に対する認識や課題の共有 が必要でありますことから,公共施設等総合管理計画における検討作業を 通じて市長部局と協議を行うとともに,昨年設置いたしました庁内の関係 課と今後の方向性を検討する場を持ちまして、庁内での勉強を十分に図っ て基本的な考え方を整備していくこと。また、整備の方向性については、 文化団体等を対象に、施設利用に当たっての課題や整備手法等に関するア ンケートを行ってることから、それらも含めながら附属機関や市民、利用 者から意見をいただく機会を設定するなど、利用者と十分な関係を築きな がら丁寧な議論と検討を進めていくことなどについて答弁をしております。

大綱質疑において、3人から質疑がありまして、日本共産党ののとや議員から2019年度の予算執行の方向性について、公民館における新年度予算と取組の方向性、本来の公民館としての機能や役割及び地域集会施設の活用方針の意見提出手続に寄せられた意見について質疑があり、新年度各公民館において、地域活動や地域づくりの担い手となる人材の育成等に係る事業に取り組むほか、シニア大学等の運営を進めていくこと、公民館の機能や役割について、住民の教養の向上や健康増進などを図り、生活文化の振興や社会福祉の増進を寄与することも目的とした社会教育施設での振興や社会福祉の増進を寄与することも目的とした社会教育施設があり、様々な世代の市民が学び集う身近な学習の場であるとともに、地域活動の拠点施設として地域の教育力などを高めるための役割も狙って、今後の進め方等について市民からいただいた様々な御意見を踏まえながら、実施計画策定に向けて取り組んでいることなどについて答弁をしております。

無所属のあずま議員から優佳良織技術伝承支援補助金について質疑があ りまして、優佳良織の文化財としての評価と支援要件に関わって補助事業 の概要等について、また当該補助金が文化芸術振興基本計画に基づく基本 項目や関係団体の支援のための交付要件を満たしているかについて質疑が あったところでございます。当該補助金の事業概要、補助金額の算定方法、 財源について説明するとともに,優佳良織は本市発祥の工芸品であり,市 内外から高く評価を受け、大変文化的価値が高いものであること、また市 民等からの優佳良織の存続を願う要望や市長公約として支援を打ち出して いることを踏まえ、優佳良織の技術継承を支援するため補助金制度を創設 したという意味では、市民の日常生活における文化活動への支援とは趣旨 が異なり、既存の補助金制度の要件に該当するものではないと認識してい ることなどについて答弁をしております。また、優佳良織の文化財と建物 の取扱いに係りまして, 当該補助金は技術伝承に対するものでありまして, 優佳良織工芸館などの建物とは分けたものであり、市として技術伝承と建 物の管理をどう考えているかについて質疑があり、優佳良織の技術伝承と 建物の活用が一体的になされることは一つの望ましい考え方と認識はして おりますが、現在建物の活用については大雪カムイミンタラDMOで検討をしていることから、現段階では建物の活用と技術継承は分離し、また優佳良織の存続に係る支援を行っていくことなどについて答弁をしております。

虹と緑の山城議員から平成31年度予算に係りまして、アイヌ文化振興 と行政における位置付けに関わり、日本遺産認定の上川アイヌ文化の地元 として,近年の世界・国・道のアイヌ文化振興における動きに対する本市 の認識、アイヌ文化施設整備補助金計上の経過等、市のアイヌ文化振興担 当窓口に係る検討経過について質疑がありまして、上川アイヌの歴史と文 化はまちの貴重な財産であり、これからのまちづくりの中でもアイヌ文化 が豊かに生かされるよう進めていきたいと考えており、郷土文化の保存・ 伝承、郷土愛の醸成の観点からもアイヌ文化振興の取組は本市の重要な取 組の一つと位置付けていること,アイヌ文化施設整備補助金については, 近年アイヌ文化にも関心が高まっており、市内のアイヌ文化施設の更なる 誘客を図り、アイヌ文化に触れる環境を有するため、川村カ子トアイヌ記 念館の来館者へのホスピタリティ向上に対し支援を行うものであること、 アイヌ文化振興担当窓口の検討については、日本遺産認定などの新しい要 素もあって,具体的な結論には至っておりませんけれども,総合的なまち づくりの視点も考慮しながら市長部局と協議・検討を進めていくことなど について答弁をしております。また、更に教育におけるアイヌ文化振興の 位置付けの更なる拡充の必要性や市民との共有意識の醸成について質疑が あり、アイヌ文化への関心と理解を深めるためには、市民が子供の頃から 生涯にわたってアイヌ文化に親しむ機会を少しでも多く持つことが肝要で あることから、様々なアイヌ文化の学習機会の提供を行ってきており、今 後もその充実に努めていくこと, 更には市民との共有意識の醸成について, 広く市民を始め観光客にもアイヌ文化への理解を深めてもらうため、「ア イヌ文化ふれあいまつり」を実施するなど、知識の普及・啓発を行ってい るところであり、今後とも多様な文化の共生に対する理解を深める取組を 進めていくことなどについて答弁をしております。

予算等審査特別委員会総務経済文教分科会にて10人から質問がありまして、自民党・市民会議の安田委員からは成人式についての質問があったところでございます。項目だけ御紹介いたしますが、民主・市民連合の品田委員からは図書館事業活動費、読書環境整備促進費、中央図書館開館時間等拡充費、科学館補修費について、公明党の中野委員からは科学館補修費について、日本共産党の石川委員からは緑が丘図書コーナー、公民館について、無所属の藤澤委員からは文化芸術活動振興費(市民ギャラリー)について、自民党・市民会議の福居委員からは優佳良織技術伝承支援補助金について、公明党のもんま委員からは、アイヌ文化伝承のコタン整備費について、公明党のもんま委員からは、アイヌ文化伝承のコタン整備費について、日本共産党の小松委員からは文化会館改修費について、民主・市民連合の白鳥委員からは科学館企画展開催費、ジオパーク構想推進費について、無所属の金谷委員からは、文化会館改修費について質問がございました。

総務経済文教分科会の終了後に、市長に質問するという総括質疑において2人から質疑がございまして、自民党・市民会議の安田委員から、成人式の開催日について、2021年4月、再来年の1月から成人の日の前の日、成人の日ではなくてその前日に開催できないかという質疑がございまして、市長からはその方向で進めていくという答弁をしております。また、無所属の金谷委員からは新庁舎整備に伴いまして文化会館の改修について、文化会館のレストランが無くなった後、中に飲食するスペースを、テーブルあるいは椅子を整備するべきではないかという質疑がございまして、エントランスホール、あるいは2階部分のホワイエを含めて開放していくこと等について検討していくということで答弁をしております。社会教育部からは以上でございます。

教 育 長

報告事項(1)「平成31年第1回定例市議会の報告について」,御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

教 育 县

ありません。 それでは、報告事項(1)「平成31年第1回定例市議会の報告につい

て」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成 について」、報告願います。

適正配置担当課長

懇談会の構成について、平成31年3月定例教育委員会会議で報告していたところでございますが、関係団体等から選出する8名のうち地域の枠2名につきましては、当初、2名ともに旭川市市民委員会連絡協議会にお願いする予定でしたが、そのうち1名をコミュニティ・スクールを実施している地域の学校運営協議会にお願いすることといたしました。また、特別支援教育の観点からも御意見をいただきたいと考え、先に、旭川市PTA連合会から2名をお願いする予定でおりましたが、そのうち1名を旭川市特別支援学級設置学校長協会に推薦を依頼し、特別支援に造詣の深い校長を選出することといたしましたので、御報告いたします。

教育:

報告事項(2)「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について」,御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

教 育 長

それでは、報告事項(2)「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の 構成について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」、 報告願います。

文化振興課長

彫刻美術館と井上靖記念館,旭川駅の東口にございます彫刻美術館の分館であるステーションギャラリーの3つの施設について,通常は月曜日を休館日としているところでございますが,6月から9月までの4か月間につきましては観光客の方々などの利便性の向上を図るため,月曜日も開館し,期間内は無休といたします。この取組は試行ですが,今年度で8年目であり,ホームページやチラシ等で周知を図っていく形になるところです。

育 長

報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」,御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

教

ありません。

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(4)「中央図書館における臨時開館の試行について」、 報告願います。

中央図書館長

児童生徒の読書活動や学習活動を支援するため平成26年度から取り組んでまいりました市内の小中学校の夏・冬休み期間中の中央図書館の月曜日臨時開館を、令和元年度も継続して試行で実施をいたします。今年度の臨時月曜開館は、夏休みは4日間、冬休みは2日間を予定しており、利用時間は午前9時半から午後6時まででございます。今年度も正職員・嘱託職員の時間外対応により貸出・返却や相談業務に当たるとともに、主に小学生向けの行事を開催して利用促進を図ってまいります。図書館の開館日、開館時間拡充の取組の一貫といたしまして、中央図書館の夏・冬休み期間中の臨時月曜開館施行の実施について御報告いたします。

教 育 長

報告事項(4)「中央図書館における臨時開館の試行について」,御意見,御質問等はありますか。

各 委 員

教 育 長

ありません。

それでは、報告事項(4)「中央図書館における臨時開館の試行について」は、報告を受けたこととします。

《秘密会》

教 育 長 ここからは, 秘密会といたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」,議案第3号「旭川 市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協 議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等 の人事異動 (臨時代理) について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教 職員人事の内申(臨時代理)について」ですが,旭川市教育委員会会議規 則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、 いかがですか。

委 教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱につい て」,議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」,議案第 4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」,報告第1号「旭川市教 育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第2号 「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、会議録 には概要を記載することといたします。

<議案第2号「旭川市社会教育委員の委嘱について」>

令和元年5月21日から令和2年4月30日までを任期とする旭川市社 会教育委員として委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案ど おりこれを決定した。

<議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」>

令和元年5月21日から同年10月31日までを任期とする旭川市公民 館運営協議会委員として委嘱することについて説明があり、審議の結果, 原案どおりこれを決定した。

<議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」>

令和元年5月21日から同年11月30日までを任期とする旭川市図書 館協議会委員として任命することについて説明があり、審議の結果、原案 どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」>

平成31年4月8日から令和元年5月1日付けまでの旭川市教育委員会 事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、 報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 平成31年4月10日から23日付けまでの北海道教育委員会に対し内 申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨 を報告し、報告のとおり了承した。

《その他》

教 育 長 委 各 員 他に,何かありますか。

ありません。

ありません。

務 教 育 長

局

事

それでは,以上で令和元年5月定例教育委員会会議を終了いたします。